



岩手県
Iwate Prefecture

2016 外国人観光客対応免税販売マニュアル

発行：岩手県



免税販売 マニュアル



あそこの免税店で
買って行こう！



発行：岩手県

目次

I	免税店制度の概要	
1.	免税店制度とは	P3
2.	輸出物品販売制度の改正について	P5
3.	免税店になるためには	P7
4.	免税対象範囲について	P10
	(1) 免税対象となる非住居者の範囲	
	(2) 免税対象物品・金額の範囲	
II	免税手続きの詳細	
1.	免税手続きについて	P12
	(1) 運営実務フロー	P13
	(2) パスポート（旅券）等の所持・提示	P14
	(3) 購入記録票の作成方法について	P16
	(4) 購入記録票のパスポート等への貼付け方法（割印）	P19
	(5) 購入者誓約書	P20
	(6) 消耗品の場合における包装について	P22
	(7) 一般物品で100万円を超えた場合	P24
	(8) 非居住者への免税物品の引き渡し	P24
	(9) 購入者誓約書の保存期間	P24
III	留意事項	P25
IV	よくある質問	P26

免税制度に関しては、変更の可能性があるため、
随時、最新情報をご確認ください。



【質問25】 複数販売箇所の免税手続きをまとめることは可能でしょうか？

【回答】

単一店舗が複数のレジで会計したものを取りまとめることは可能です。基本的には、事業者ごとに免税手続きを行う必要があります。

【質問26】 仕入れの際に支払った消費税はどうなるのでしょうか？

【回答】

消費税の各種申告時、免税販売分を申告し、還付申告します。納税額に応じて還付又は控除されます。

【質問27】 通販などでも免税販売できるのでしょうか？

【回答】

物的施設を有する必要があるため、通販は免税販売できません。



I. 免税店制度の概要

1. 免税店制度とは

免税店制度とは、輸出物品販売場（免税店）の許可を受けた事業者が、訪日外国人旅行者等の非居住者に対して、免税対象物品を所定の方法で販売する場合に「消費税」が免除される制度です。

これは、非居住者が国内で購入した物品を土産等として日本国外に持ち出すことを前提としています。そのため、非居住者が事業用又は販売用として購入する場合や日本国外に持ち出さない場合に免税販売の対象外となります。

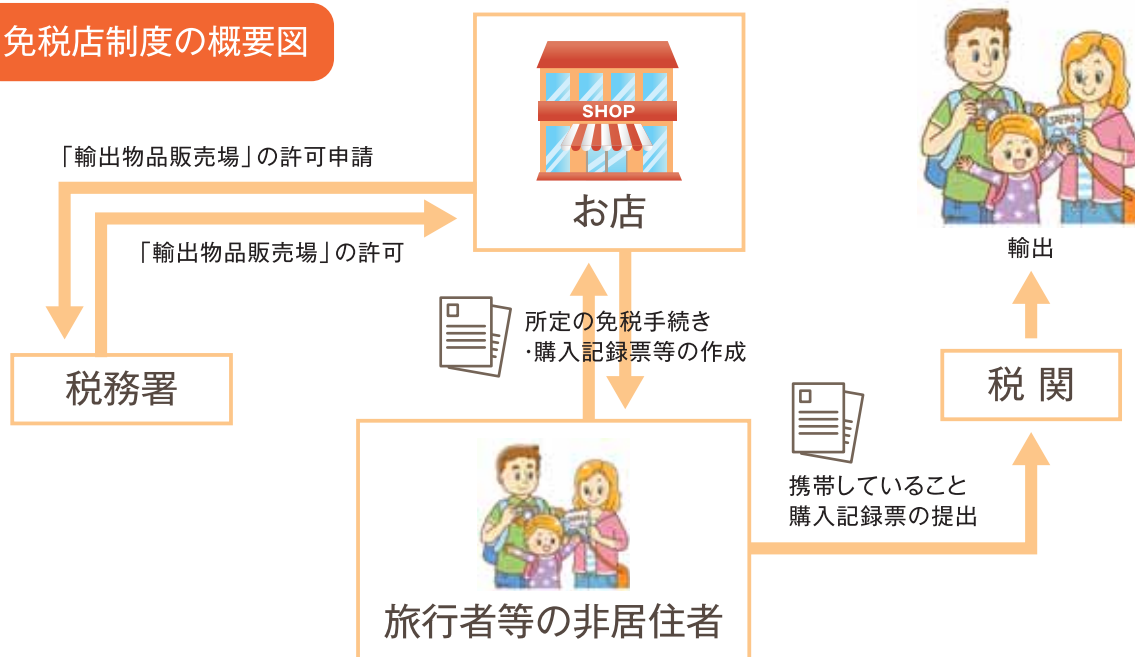
免税販売を行うために理解しておくポイントは主に下記5点です。

- ① 輸出物品販売場（免税店）の許可を受けること
- ② 非居住者に対する販売であること
- ③ 免税対象金額（一人につき同一店舗で1日あたり一般物品5千円以上/消耗品5千円以上～50万円）を満たすこと

※2016年5月1日から免税対象となる最低購入額は、一般物品が1万円超から5千円以上、消耗品も5千円超から5千円以上に変更されることが予定されています。金額等の制度変更の可能性があるため、最新の情報を必ずご確認ください。

- ④ 購入記録票の作成等、所定の手続きによる販売が必要であること
- ⑤ 非居住者が日本国外に持ち出すこと（消耗品は、購入後30日以内）

免税店制度の概要図

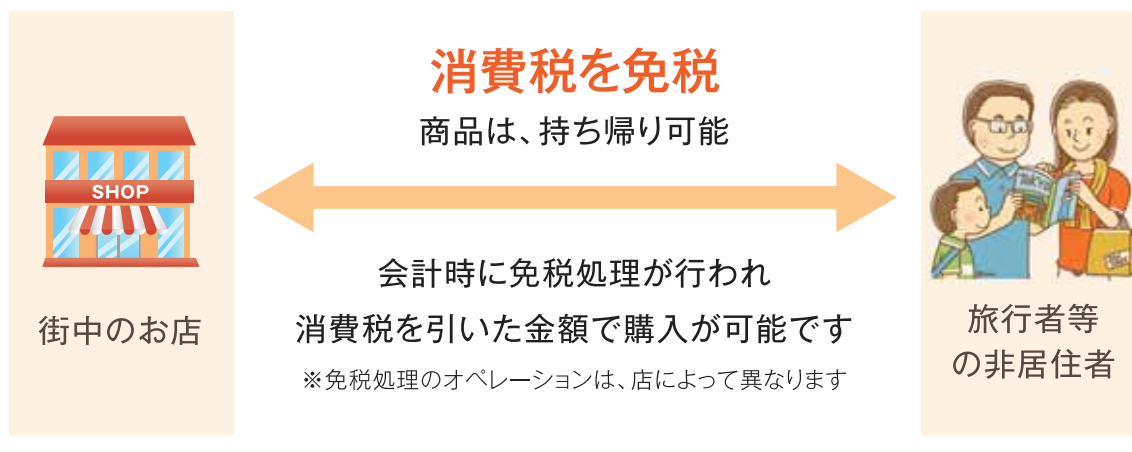


【免税の仕組みの概要図】

免税の仕組みには、①街中免税および②空港型免税の2通りの仕組みがあります。

●街中免税（一般的にTax Free Shopと呼ばれる）

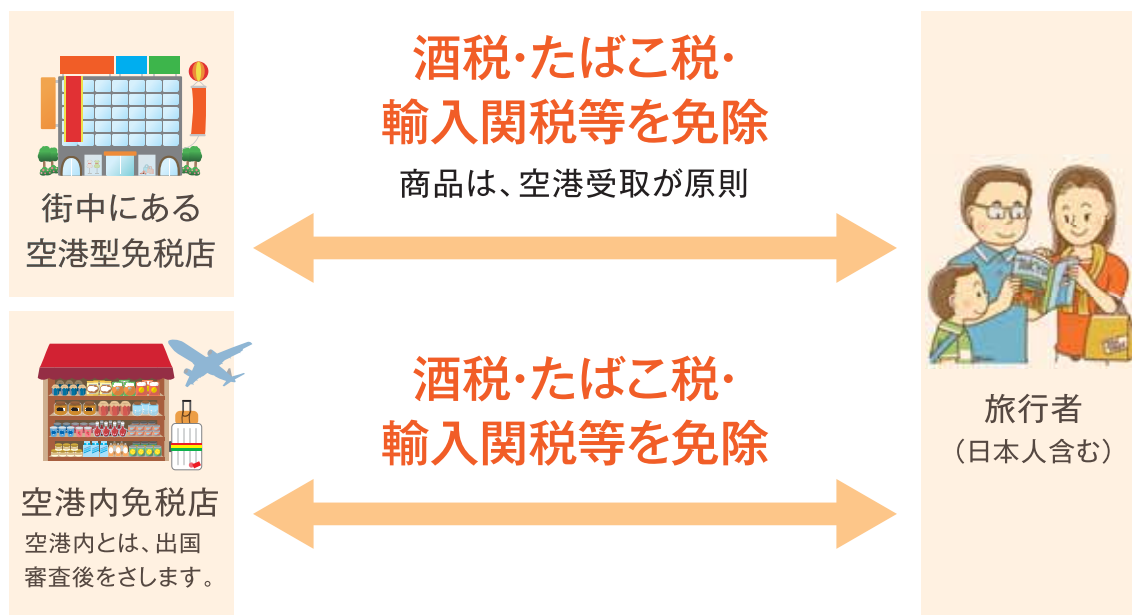
街中免税とは、盛岡や北上等々の街中にある免税店で非居住者に対して適用される免税処理の仕組みをさします。街中免税において対象となるのは、消費税分のみとなります。



●空港型免税（一般的にDuty Free Shopと呼ばれる）※1

空港型免税とは、消費税だけではなく酒税・たばこ税などの輸入関税が免除される仕組みです。この空港型免税は、国内居住の日本人でも対象となります。

※1 2016年1月に東京・銀座に空港型免税店、「Japan Duty Free GINZA」が開業した。



2. 輸出物品販売制度の改正について

消費税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第141号)等により、輸出物品販売場制度について改正が行われました。

なお、これらの改正は、平成26年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

(1) 免税対象物品の範囲拡大

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品については、これまで輸出物品販売場における免税販売の対象外とされていましたが、その非居住者に対する同一店舗における1日の販売額の合計が5千円以上50万円までの範囲内の消耗品について、次の方法で販売する場合に限り免税販売の対象とされました。

現行の対象物品



全ての
物品に拡大

改正後の対象物品

現行の対象物品



+

- 食料品 ●飲料品 ●衣料品
- 化粧品 等の消耗品



(2) 購入記録票等の様式の弾力化及び記載事項の簡素化

免税販売に当たっては、輸出物品販売場を経営する事業者は「購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）」を作成して非居住者の旅券等に貼付けて割印することとされており、非居住者は「購入者誓約書（免税物品を購入後において輸出する旨を誓約する書類）」を当該事業者に提出することとされています。この購入記録票及び購入者誓約書については、これまで法令に様式が定められていましたが、特定の様式ではなく、法令に定められた事項が記載された書類であればよいこととされました。

また、記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等（購入者に対し交付する領収書の写し等）を購入記録票等に貼付け、かつ、当該明細書等と購入記録票等との間に割印した場合には、当該明細書等に記載された事項の購入記録票等への記載を省略できることとされました。

【改正前】

法令において定められていた様式

◆ 購入記録票

【改正後】

① 様式の弾力化

法令において、記載すべき事項のみ定める。
※ 記載すべき事項については下の表を参照。

② 記載すべき事項の簡素化

記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等（作成者の氏名又は名称が記載されたもの）を購入記録票等に貼付け、かつ、明細書等と購入記録票等とを割印した場合には、明細書等に記載された事項の記載を省略することができる。

《購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項》

記載すべき事項	購入記録票	購入者誓約書
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○
② 購入者の所持する旅行券の種類及び番号	○	○
③ 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称	○	○
④ 輸出物品販売場を経営する事業者の納税地及び所轄性無署名、輸出物品販売場の所在地	○	○
⑤ 購入年月日	○	○
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額	○	○
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨（消耗品の場合、購入した日から30日以内に輸出することを誓約する旨）及び購入者の署名	○	○

※ 購入記録票には、上記の①から⑥の事項のほか、「本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない旨」や「本邦空出国するまで購入記録票を旅行券等から切り離してはならない旨」など、一定の事項を日本語及び外国語で記載する必要があります。

3. 免税店になるためには

(1) 税務署への申請

免税店になるためには、下記の手順が必要です。

輸出物品販売場の許可を受けようとする事業者が事業者の納税地を所轄する税務署に(※店舗所在地を管轄する税務署ではない)「**輸出物品販売場許可申請書**」(※P8申請書参照)を提出し店舗ごとに許可を受ける。

※許可を受けようとする販売場が複数ある場合には、「輸出物品販売場許可申請書」の「販売場の所在地・名称」「所轄税務署名」欄について適宜様式に記載し申請書に添付した上、納税地の所轄税務署に提出する。

(2) 輸出物品販売場の許可要件

輸出物品販売場の許可を受けるためには、下記の5つの要件を満たすこと。

- ①販売場の所在地は、「**非居住者の利用度が高いと認められた場所**」であること。
- ②販売場が「**非居住者に対する販売に必要な人員の配置**」及び「**物的施設(例えば非居住者向特設売場等)を有する**」ものであること。
- ③申請者が許可申請の日から起算して過去3年以内に開始した課税期間の**国税について、その納税義務が「適正に履行されている」と認められること。**
- ④申請者の資力及び信用が十分であること。
- ⑤前各号(1~4)のほか、許可することにつき特に不適正であると認められる事情がないこと。

なお、申請の際には、申請書に「許可を受けようとする販売場の見取り図」「申請者の事業内容が分かるもの」等の参考書類を添付することにより税務署における許可要件の確認が円滑になります。

【輸出物品販売場許可申請書】

第20号様式

輸出物品販売場許可申請書

(受付印)

平成 年 月 日	申	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
税務署長殿	者	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	印

下記のとおり、消費税法第8条第6項に規定する許可を受けたいので、申請します。

販売場の所在地及び名称	(〒 -) (電話番号 - -)	所轄 税務署 署名	税務署
-------------	--------------------	-----------------	-----

譲渡しようとする物品	品名	1か月の販売見込高		摘要
		数量	価額	
		個	円	

申請理由	
参考事項	
税理士署名押印	(電話番号 - -) 印

※ 上記の申請について、消費税法第8条第6項の規定により許可します。

第 号
平成 年 月 日 税務署長 印

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
			台帳整理	年 月 日

注意 1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
 2. ※印欄は、記載しないで下さい。
 3. 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

【許可要件の考え方】

●「非居住者の利用度が高いと認められる場所」とは

申請時点で利用度が高いことまで求めているものではなく、今後、非居住者の利用が見込まれる場所も含む。非居住者が出入国する空港や港、観光地は一般的に利用度が高いと認められる場所と考えられるが、これらの場所に限られない。

●「非居住者に対する販売に必要な人員の配置」とは

免税販売の際に必要な手続きを非居住者に対して説明できる人員の配置を求めるもの。なお、外国語について、母国語を流暢に話せることまでを必要としているものではない。パンフレット等の補助材料を活用しながら、非居住者が手続きを理解すれば十分。

●「非居住者に対する販売に必要な物的施設を有する」とは

免税販売の際に必要な手続きを行うためのカウンター等の物的施設があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを必要としているものではない。

【許可申請書の参考書類】

- ◇ 許可を受けようとする販売場の見取り図
- ◇ 社内の免税販売マニュアル
- ◇ 申請者の事業内容が分かるもの（会社案内・ホームページ掲載情報等）
- ◇ 許可を受けようとする販売場の主な取扱商品が分かるもの
- ◇ その他、審査を円滑にするために必要な書類



4. 免税対象範囲について

(1) 免税対象となる非居住者の範囲

免税販売は、外国為替及び外国貿易法（略称「外為法」）に規定する「非居住者」を対象とします。非居住者とは、外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有していない者を言います。例えば、外国人であっても日本国内にある事務所に勤務している者や日本に入国後6ヶ月以上経過した者は、非居住者には該当しません。

【外為法上の居住者・非居住者の一覧表】

区 分		該 当 者	免税対象
非 居 住 者	本 邦 人	(イ).外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ・本邦法人の海外支店に勤務する者 ・外国の企業に勤務する者 (ロ).2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 (ハ).(イ)又は(ロ)に掲げる者のほか、本邦出国後外国に2年以上滞在するに至った者 (ニ).(イ)から(ハ)までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6ヶ月未満の者	免 税 対 象 者
	外 国 人	外国人は、原則として、非居住者として取扱うが、本表の区分欄が居住者の外国人は居住者として取扱う。前記に関わらず、次に掲げる者は、非居住者として取扱う。 (イ).外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 (ロ).外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。	
居 住 者	本 邦 人	本邦人は、原則として、居住者として取扱うが、本表の区分欄が非居住者の本邦人は非居住者として取扱う。前記に関わらず、次に掲げる者は、居住者として取扱う。 (イ).本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者	免 税 対 象 に な ら な い
	外 国 人	(イ).本邦内にある事務所（本邦法人及び外国法人の本邦内にある支店等）に勤務する者 (ロ).本邦に入国後6ヶ月以上経過するに至った者	

(2) 免税対象物品・金額の範囲

「一般物品」と「消耗品」は分類され、消耗品には上限額が定められています。

【一般物品と消耗品】

	一般物品	消耗品
対象物品	消耗品以外 (家電製品・衣料品・鞆等)	消耗品 (食品類・飲料類・化粧品・薬品等)
対象金額	5千円以上	5千円以上～50万円まで

※同一の非住居者に対して、同一店舗における1日の販売合計金額であること。

※消耗品は、非居住者が購入後30日以内日本国外に持ち出すこと。

※商店街やショッピングセンターなど集積している商業施設の場合は、免税手続き一括カウンターでの合算金額が対象になります。(以下同)

必要な表現

【一般物品】

●消耗品以外の物品の免税額は、5,000円以上となります。

To get tax refund for non consumable items, your purchase has to be 5,000 yen and more.

【消耗品】

●消耗品の免税額は、5,000円以上50万円までとなります。

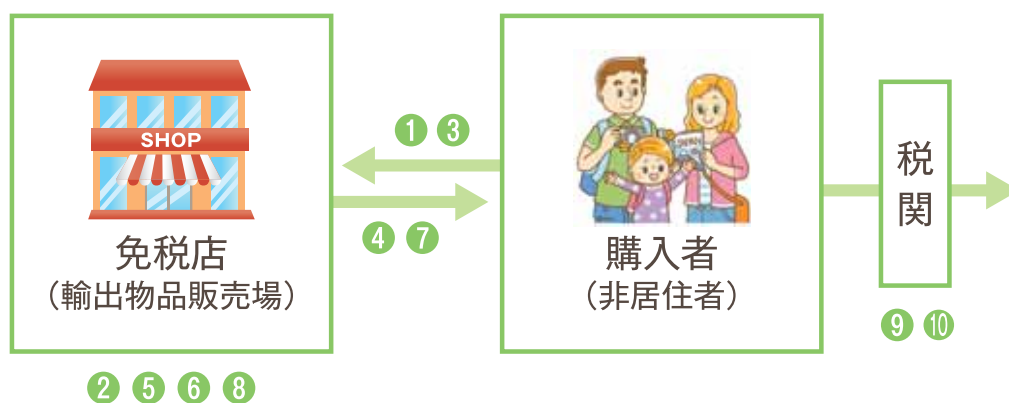
To get tax refund for consumable items, your purchase has to be 5,000 to 500,000 yen.



II. 免税手続きの詳細

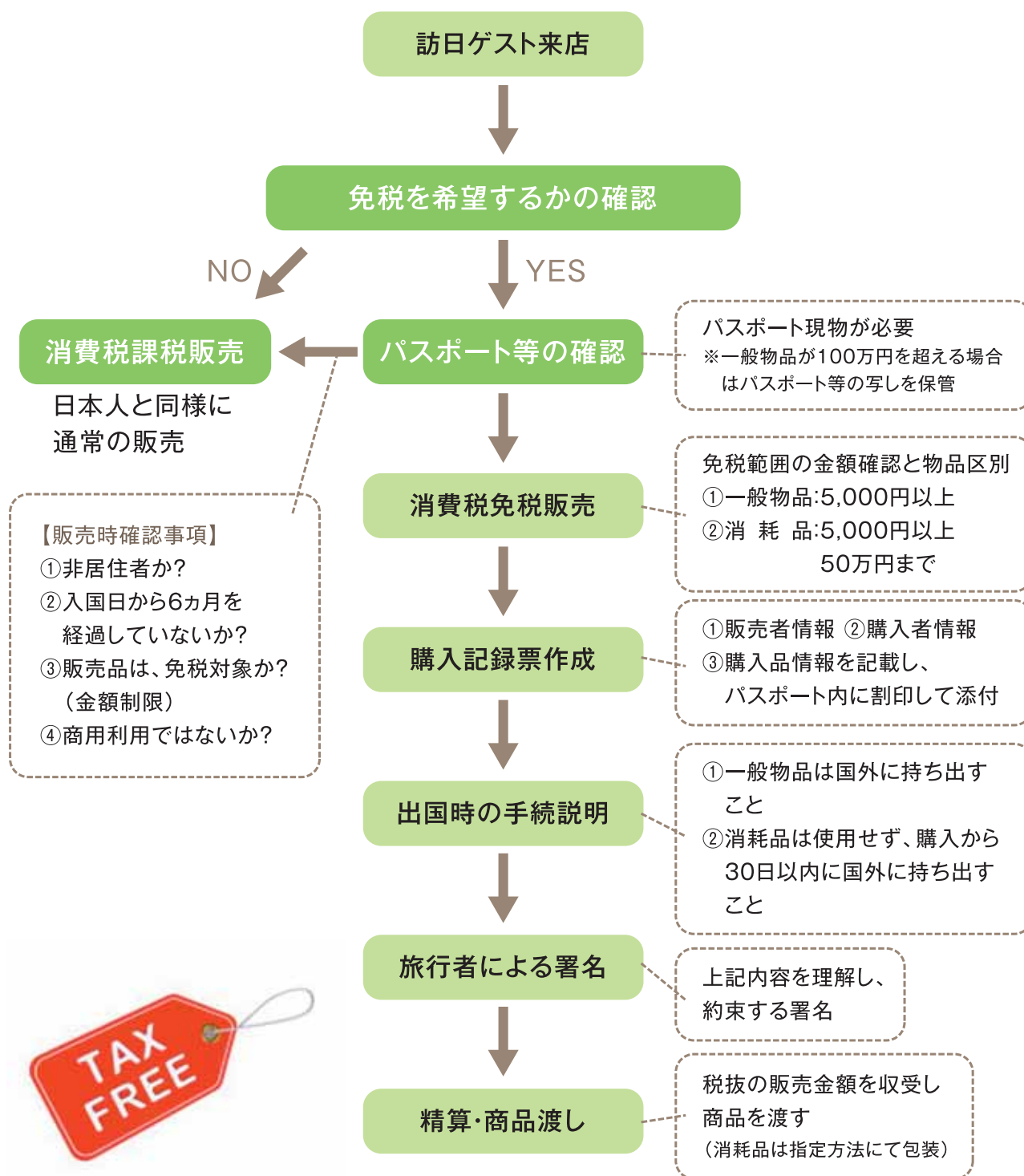
1. 免税手続きについて

免税手続きフローは、下記の通りです。



免税店 (輸出物品販売場)	購入者 (非居住者)
	① パスポート等を提示
② 購入記録票を作成 ※一般物品/消耗品各々の合計金額を記載する等の要件追加	
	③ 購入者誓約書にサインをし、免税店に提出
④ 購入記録票をパスポート等へ貼付 (割印) ⑤ 消耗品の場合、指定された方法で包装 ⑥ 一般物品で100万円を超えた場合、パスポート等の写しを保存 ⑦ 非居住者へ免税物品を引き渡し ⑧ 購入者誓約書を保存	
	⑨ 税関へ購入記録票を提出 ⑩ 免税物品を国外へ持ち出し

(1) 運営実務フロー



(2) パスポート(旅券)等の所持・提示

パスポート等とは、「パスポート(上陸許可の認証をうけたもの)」「乗員上陸許可書」「緊急上陸許可書」「遭難による上陸許可書」のこと。

①パスポート等を提示してもらう

※パスポート等を所持していない者には、免税販売はできない。(コピー、外国人登録書では、免税購入できない)。必ずパスポート等を提示していただく。

必要な表現

●免税手続きには、パスポート等の提示が必要です。(コピーは不可)
It is necessary to present your passport (not a copy) as a part of the exemption process.

●パスポート等を見せてください。
Show me your passport, please.



②在留資格と上陸年月日の確認

非居住者からパスポート等の提示を受け、入国スタンプ(上陸許可認証印)で「在留資格」と「入国日」を確認する。

※入国日から6ヵ月以上経過している場合は、免税販売ができない。

※免税販売は、外国人旅行者などの一時的滞在者(非居住者)が対象。

※非居住者とは、日本に住んでいない者(滞在期間が6ヵ月未満)

(非居住者の範囲は、P10を参照)

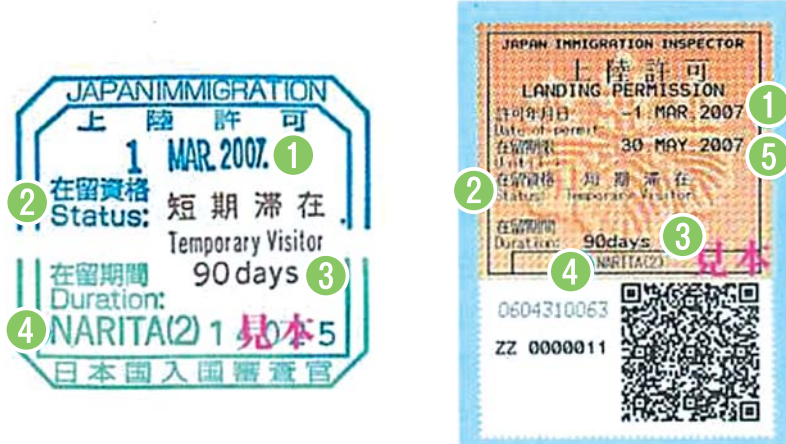
必要な表現

●上陸地のスタンプをみせてください?"
Please show me the Japan Immigration Stamp in your passport.

●入国スタンプがない場合、免税の手続きは不可能です。
Without a Japan Immigration Stamp, you cannot get a tax exemption.

●6ヵ月以上が経過した場合、免税にはなりません。
You cannot get a tax exemption if you have been staying in Japan for over 6 month.

【パスポートの上陸許可証印の例】



パスポートの上陸許可証印より、下記について確認することができます。

- ① 上陸年月日
- ② 在留資格
- ③ 在留期間
- ④ 上陸地 (成田は NARITA、関空は KANSAI)
- ⑤ 在留期間 (右上の認証の場合)

なお、再入国の場合、最初に入国した年月日 (上陸年月日) を基準とし、
免税販売可能な対象期間
(入国してから6カ月未満)
を計算します。



【在留資格の一例】

在留資格	内 容
短期滞在	観光、保養、スポーツ見学等 ※一般的な外国人旅行者の場合、最も多い在留資格
留 学	本邦の大学や専修学校の専門課程等において教育を受けようとする者
就 学	本邦の高等学校若しくは専修学校の高等課程等で教育を受けようとする者
興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動を行おうとする者
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化等について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けて修得する活動を行おうとする者

注意: 上記以外にも在留資格があります。

上記の在留資格であっても、**日本国内にある事務所に勤務する者**、又は**滞在期間が6カ月以上経過した者**は居住者に該当し、免税販売の対象とはならない。

(3) 購入記録票の作成方法について

① 購入記録票の作成

免税店は免税販売をする際、免税物品の購入事実を記録した書類（『購入記録票』という）を作成します。書類は旅券等への貼付に支障のない大きさと作成し、下記に示す項目を整然かつ明瞭に記載する必要があります。また、一度に一般物品と消耗品を免税販売する場合でも、一般物品と消耗品それぞれの品名ごとに数量、価額、合計額、別々に記載すれば、一枚の購入記録票で対応できます。ここで合計金額を記載する際は、一般物品で5千円以上、消耗品で5千円以上50万円以内の範囲について注意して確認する必要があります。

なお、品名等を記載した明細書等（領収書（レシート）の写し等）を購入記録票に貼付・割印すれば、明細書等に記載された事項は、購入記録票への記載を省略することができます。

【購入記録票の記載項目】

- 販売者情報
販売事業氏名・販売場所在地・納税地・所轄税務署
- 購入者情報
上陸年月日・在留資格・国籍・旅券等の種類・旅券等の番号
生年月日・購入者氏名・購入年月日
- 購入商品情報
品名・品名ごとの数量・品名ごとの販売価額
合計金額（※一般物品と消耗品が混在する場合は、各々の金額）
- 日本語および外国語で記載する注意事項（※記載例はP18を参照）

- A) 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその居住者若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない旨
- B) 本邦から出国するまでは購入記録票を旅券等から切り離してはならない旨
- C) 免税で購入した物品を本邦からの出国の際に所持していなかった場合には、その購入した物品について免除された消費税額（地方消費税を含む）に相当する額を徴収される旨
- D) C)の場合において、災害その他やむを得ない事情により免税で購入した物品を亡失したため輸出しないことにつき税関長の承認を受けたとき、又は既に輸出したことを証する書類を出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額（地方消費税を含む）に相当する額を徴収されない旨

※A)は記録票の裏面の記載は不可

※B)～D)については記録票の裏面への記載が可能

【購入記録票(サンプル)】

輸出免税物品購入記録票 Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export			
所轄税務署/Tax office concerned ①		納税地/Place for Tax Payment ②	
販売者氏名・名称/Seller's Name ④		販売場所在地/Selling Place ③	
購入年月日/Date of Purchase ⑨ 月 日 年 Month Date Year			
消耗品/Commodities			
品名 Name of Commodity	単価 Unit Price	数量 Quantity	販売価額 Price
⑪	⑫	⑬	⑭
合計価額/Total amount			
一般物品(消耗品を除く)/Commodities except consumables			
品名 Name of Commodity	単価 Unit Price	数量 Quantity	販売価額 Price
⑪	⑫	⑬	⑭
合計価額/Total amount			
旅券等の種類/Passport etc. PASSPORT 旅券 ⑥		番号/No. ⑥	
在留資格/Status of Residence ⑦		国籍/Nationality ⑧	
上陸年月日/Date of Landing ⑤			
購入者氏名(活字体)/Name in Full(In Block Letters) ⑩			
生年月日/Date of Birth of Purchaser ⑩ 月 日 年 Month Date Year			

本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出陸地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない。

When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are required to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.

自本邦出陸或成为本邦居民时，必须向管辖出陆地之海关长官或所管管辖地之所属所在地之税務署长提交购买记录票。

从本国籍地或成为本国籍居民时，必须向管辖地所属的海关署长或者其住所或住所所在地所属的税务署长提交购买记录票。

일본에서 출국할 때 또는 거주자가 될 때 국경관리를 관할하는 세관장 또는 그 주소 혹은 거주소 관할관청을 관할하는 세무서장에게 구입 기록표를 제출하여야 합니다.

- ① 納税地の所轄税務署
- ② 納税地
- ③ 販売場の所在地
- ④ 販売場を經營する事業所の名称・氏名等
- ⑤ 入国した際の上陸年月日
- ⑥ ※パスポート以外の場合記入(乗員上陸許可書など)
- ⑦ 在留資格
- ⑧ 国籍
- ⑨ 販売日
- ⑩ 購入者氏名・生年月日
- ⑪ 販売物品の品名
- ⑫-⑬ 販売物品の数量・単価
- ⑭ 販売物品の合計販売価格



【日本語及び外国語で記載する購入記録票の記載例】

◆注意事項記載例(日本語)

- ①本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその居住者若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければなりません。
- ②本邦から出国するまでは購入記録票を旅券等から切り離してはいけません。
- ③免税で購入した物品を本邦からの出国の際に所持していなかった場合には、その購入した物品について免除された消費税額(地方消費税を含む)に相当する額を徴収されます。
- ④③の場合において、災害その他やむを得ない事情により免税で購入した物品を亡失したため輸出しないことにつき税関長の承認を受けたとき、又は既に輸出したことを証する書類を出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額(地方消費税を含む)に相当する額を徴収されません。

◆注意事項記載例(英語)

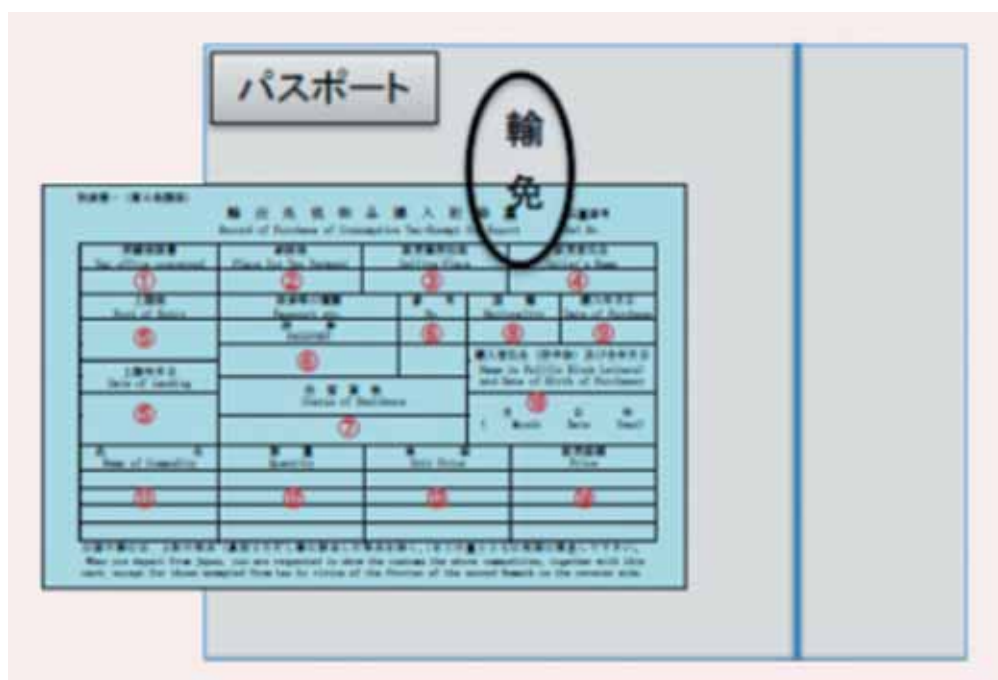
- ①When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are required to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.
- ②You must not remove the "Record of Purchase Card" from your passport etc. until after you have departed Japan.
- ③If you are not in possession of item(s) purchased tax free, that are listed on the "Record of Purchase Card", at the time of departure from Japan, an amount equivalent to the consumption tax amount (including local consumption tax) that was exempted at the time of purchase will be collected before your departure from Japan.
- ④In the case of the 3) if you do not possess listed item(s) at the time of departure, if the Director of Customs has acknowledged that item(s) you purchased tax free will not be exported as a result of being lost in a disaster or due to other unavoidable circumstances, or alternatively, if you have submitted documents to the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location that verifies the item(s) has already been exported an amount equivalent to the consumption tax amount (including local consumption tax) will not be collected.

(4) 購入記録票のパスポート等への貼付け方法(割印)

作成した購入記録票は非居住者のパスポート等にホッチキス又は糊で添付し、^{のり}「輸免」の割印をします。割印の大きさは概ね、横6mm・縦8mmとされています。

なお、購入記録票は「出入国記録票」には貼りつけないよう注意しなければなりません。また、パスポート等に既に貼り付けた購入記録票があり、更にその上に貼り付ける場合は、直前に貼り付けたものと割印できるように貼り付けた上、割印します。

【パスポートへの割印イメージ】



(5) 購入者誓約書

購入者は、一般物品及び消耗品のそれぞれについて、当該免税物品を購入後において輸出する旨(一般物品:一般物品を購入後、輸出すること、消耗品:消耗品を購入後、30日以内に輸出すること)を誓約する書類(「購入者誓約書」といいます)を提出する必要があります。

購入誓約書には、下記に示す項目を整然かつ明瞭に記載し、購入者が自筆でサインを行い、免税店は当該誓約書について、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヵ月を経過した日から7年間保存します。

なお、一般物品と消耗品を購入した場合は、各々誓約する内容が異なるため注意しなければなりません。ただし、一度に一般物品と消耗品を購入する場合でも各々記載項目を満たしていれば一枚の購入誓約書で対応することができます。

【購入者誓約書の記載項目】

- 販売者情報
販売者氏名
- 購入者情報
上陸年月日・在留資格・国籍・旅券等の種類・旅券等の番号
生年月日・購入者氏名・購入年月日
- 購入商品情報
品名・品名ごとの数量・品名ごとの販売価額
合計金額(※一般物品と消耗品が混在する場合は、各々の金額)
- 誓約内容
 - A) 一般物品
一般物品を購入後、輸出することを誓約する
 - B) 消耗品
消耗品を購入後、30日以内に輸出することを誓約する



【購入者誓約書(サンプル)】

最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書 Covenant of Purchaser of Consumption Tax-Exempt of Ultimate Export																							
<p>・当該消耗品を、購入した日から30日以内に輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。 I certify that the goods listed as "consumable commodities" on this card were purchased by me for export from Japan within 30 days from the purchase date and will not be disposed of within Japan.</p> <p>・当該一般物品を、日本から最終的には輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。 I certify that the goods listed as "commodities except consumables" on this card were purchased by me for ultimate export from Japan and will not be disposed of within Japan.</p>																							
販売者氏名・名称/Seller's Name ②		署名 Signature ①																					
購入年月日/Date of Purchase 月 日 年 Month Date Year ⑦		旅券等の種類/Passport etc. PASSPORT 旅券 ④ 番号/No. ⑤ 在留資格/Status of Residence ⑧ 国籍/Nationality ⑥ 上陸年月日/Date of Landing ③																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">消耗品/Commodities</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>単価</th> <th>数量</th> <th>販売価格</th> </tr> <tr> <th>Name of Commodity</th> <th>Unit Price</th> <th>Quantity</th> <th>Price</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合計金額/Total amount</td> </tr> </tbody> </table>				消耗品/Commodities				品名	単価	数量	販売価格	Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price	⑩	⑪	⑫	⑬	合計金額/Total amount			
消耗品/Commodities																							
品名	単価	数量	販売価格																				
Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price																				
⑩	⑪	⑫	⑬																				
合計金額/Total amount																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">一般物品(消耗品を除く)/Commodities except consumables</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>単価</th> <th>数量</th> <th>販売価格</th> </tr> <tr> <th>Name of Commodity</th> <th>Unit Price</th> <th>Quantity</th> <th>Price</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合計金額/Total amount</td> </tr> </tbody> </table>				一般物品(消耗品を除く)/Commodities except consumables				品名	単価	数量	販売価格	Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price	⑩	⑪	⑫	⑬	合計金額/Total amount			
一般物品(消耗品を除く)/Commodities except consumables																							
品名	単価	数量	販売価格																				
Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price																				
⑩	⑪	⑫	⑬																				
合計金額/Total amount																							
購入者氏名(活字体)/Name in Full(in Block Letters) ⑨		生年月日/Date of Birth of Purchaser 月 日 年 Month Date Year ⑨																					

- ① 署名欄
- ② 法人名等の事業者名
- ③ 入国した際の上陸年月日
- ④ ※パスポート以外の場合記入(乗員上陸許可書など)
- ⑤ パスポート番号
- ⑥ 国籍
- ⑦ 購入年月日
- ⑧ 在留資格
- ⑨ 購入者氏名・生年月日
- ⑩ 販売物品の品名
- ⑪-⑫ 販売物品の数量・単価
- ⑬ 販売物品の合計販売価格



※消耗品の場合は、30日以内に輸出する旨を誓約する文章の記載が必要

(6) 消耗品の場合における包装について

消耗品を免税販売する場合、必ず指定された（国土交通大臣及び経済産業大臣が定めた告示による）方法により包装を行わなければなりません。なお、一般物品と消耗品のセット商品を販売する場合には、消耗品の販売方法となります。下記、指定された包装の要件です。

- 包装は「プラスチック製の袋」又は「ダンボール製の箱」が可能。
- 包装は以下のような要件を満たすこと。
 - ①出国までに破損しない十分な強度を有すること
※果物等の鮮度維持のために内容物が容易に取り出せない程度の大きさの穴を開けることは許容される。
 - ②開封した場合に開封したことが分かるシールで封印すること
 - ③包装の中の内容物や個数が確認できること
 - 袋の場合には、透明・ほとんど透明であること
 - 箱の場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量を記載又は記載した書面を添付
 - ④出国まで開封しないこと等を日本語及び外国語で注意喚起する記載又は添付

- プラスチック袋に入れる場合（袋は透明、ほとんど透明なもの）
 - 1.中身が判別できるよう、商品をそのまま袋に入れる
（※包装した商品を入れる場合は、「品名及び数量のリスト、又はレシート」を袋の表面に貼る）
 - 2.封入口は開封したことの分かるテープで封印する
 - 3.袋に日本語と外国語で書かれた出国まで開封しない注意喚起を貼付する
- 箱に入れる場合（ダンボール、素材は発砲スチロール、プラスチック製でもよい）
 - 1.開封したことの分かるテープで封印する（底面も含む）
 - 2.「品名及び数量のリスト、又はレシート」を貼付する
 - 3.日本語と外国語で書かれた開封を禁じる注意勧告を記載、又は書面を貼りつけ、出国まで開封しないよう注意喚起を貼付する
- 購入者に「購入後30日以内に輸出（日本国外に持出）すること」を伝える

必要な表現

- 消耗品は、購入日から30日以内に日本国外に持ち出してください。日本国内で処分しないでください。課税の対象となります。
Consumable items should be exported within 30 days from the purchase date. Do not consume this product while in Japan. Otherwise, you may be subject to pay consumption tax.

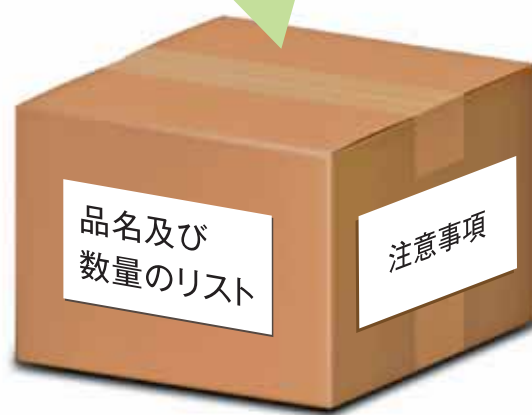
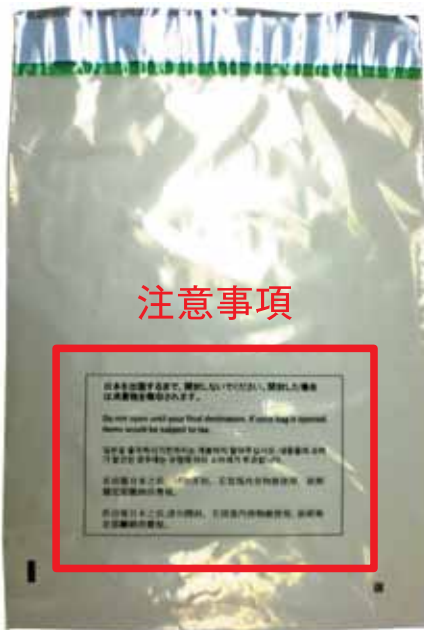
開封シールを剥がした場合
シール本体



開封シールを剥がした場合
貼り付け面



開封したことが分かる
テープで封印すること



品目及び数量のリストは、容易に
剥がれないように貼付する。

※袋の場合にも、内容物が判別しにくい
場合には、品目及び数量を記載

● 注意勧告の記載例

日本を出国するまで、開封しないでください。なお、消費した場合には、消費税を徴収されます。

Do not open the packaging until you have left Japan. Please note that if you consume this product while in Japan, you may be subject to pay consumption tax.

在离开日本之前，请不要开封。如果在日本已经消费的话，将被征收消费税。
在離開日本之前，請勿開封。如在日本有消費情形，將被課徵消費稅。

일본을 출국할 때까지 개봉하지 마십시오. 또한, 일본에 계신 기간 중 소비
한 경우에는, 소비세가 징수됩니다.

● 消耗品の包装に記載する注意喚起は、日本語及び外国語とする。外国語は、英語に限らず、訪日旅行者の多い言語(中国語、韓国語等)で記載することが望ましい。

● 注意喚起は、袋の表面に印刷などで記載、又は印刷した書面を貼り付ける。

(7) 一般物品で100万円を超えた場合

一般物品を販売する際に、同一の非居住者に対して、同一店舗における一日の販売合計金額が100万円を超える場合には、免税店は、当該非居住者のパスポート等のコピー（パスポートの場合は、パスポート番号、非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分）を、当該事業所の納税地又は免税店の所在地に保存しなければなりません。

なお、下記の例のとおり、電磁的記録による提供を受け、これを電磁的に保存することも可能です。

例

- デジタルカメラでパスポート等の該当ページを撮影し、データにて保存する。
- パスポートスキャナにてパスポート情報を自動的に読み取り、データにて保存する。

当該写しについては、免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2ヵ月を経過した日から7年間保存します。

(8) 非居住者への免税物品の引き渡し

購入者に、出国に際して、税関にパスポート等に貼付された「購入記録票」を提出するよう説明する。（ただし、別送した場合は除く）

必要な表現

- パスポートに貼られた紙は出国時に税関長にお渡し下さい。

At the time of departure from Japan, please submit "Record of Purchase Card" that is attached to your passport to the Director of Customs.



(9) 購入者誓約書の保存期間

免税店は本社又は販売店にて購入者誓約書を免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヵ月を経過した日から7年間保存します。

IV. よくある質問

【質問1】 申請から許可までにかかる時間はどの位でしょうか？

【回答】

現在は1ヵ月を目処に処理しているが、申請書に基づき現地調査をするなど期間はばらつきがある。課税対象ごとの申請なので、テナントごとが申請する。

【質問2】 アウトレットの場合は代表者の申請でよいのでしょうか？

【回答】

課税対象ごとの申請なので、テナントごとが申請する。

【質問3】 販売スタッフの語学力レベルの基準はありますか？

【回答】

基準はない。流暢に話せる必要は全くなく、指差し確認表などのツールで対応できればよい。

【質問4】 免税対象物品の区別方法を教えてください。

【回答】

消耗品か否かで区別する。

【質問5】 消耗品と一般物品は別々に計算する必要があるのでしょうか？

【回答】

別々に計算しなければならない。

【質問6】 対象外になる品目はありますか？

【回答】

50万円を超える消耗品。合計50万円を超える消耗品の買い物があった場合、超過分も対象外。

Ⅲ. 留意事項

1. 購入者から消費税が徴収される場合

(1) 国内で譲渡等があった場合

国内で譲渡または譲受けされた場合、譲渡した者＝購入者が判明している場合は購入者から、購入者が判明していない場合は譲り受けた者又はその免税物品を所持している者から徴収されます。

(2) 非居住者(当該購入者)が出国する際に免税購入物品を携帯等の方法により輸出しない場合

非居住者(当該購入者)が出国する際に免税購入物品を携帯等の方法により輸出しない場合(消耗品を消費した場合も含む)、非居住者(当該購入者)から免税に係る消費税が徴収されます。

(3) 免税購入後に居住者となった場合

入国後6カ月以上経過する等の場合は、購入者から免税に係る消費税が徴収されます。



【質問19】 梱包箱が複数になった場合、明細書はどのように添付をするのでしょうか？

【回答】

箱の中身と明細書は照合できるようにしなければならないので、箱それぞれに内容物の添付書面を分割して添付をする必要があります。

【質問20】 ダンボールの代わりに丈夫な紙袋を使ってもよいのでしょうか？

【回答】

基本は、ダンボールをご使用ください。強度の問題なので、紙袋が破れた際には、消費税を後で払わないといけないリスクがあります。

【質問21】 記録票は手書きでなくプリントアウトしたものでもよいのでしょうか？

【回答】

問題ありません。

【質問22】 記録票はサイズを変えてもよいのでしょうか？

【回答】

問題ありません。

【質問23】 記録票のパスポートへの貼り方を教えてください。

【回答】

容易にははがせないが、税関でははがせる方法にしてください。

【質問24】 免税販売後に返品された場合の処理はどのようにすればよいのでしょうか？ 免税還付金、誓約書、パスポートの取り扱いを教えてください。

【回答】

返品の場合は、返品した後の内容で記録票を作成します。返品によって免税金額を下回る場合は、全体として免税不可になります。パスポートに貼付された記録票の上に、新たな記録票を貼付する必要があります。

【質問14】 消耗品を複数購入する場合について
25万円の消耗品A、20万円の消耗品B、10万円の消耗品Cを
購入する場合、どこまでが免税範囲となるのでしょうか。

【回答】

商品の合計金額がA+B、B+C、A+Cのいずれかの組み合わせで50万円以内に
収まる場合であれば免税対象となります。

【質問15】 消耗品と一般物品のセット販売について
消耗品と一般物品のセット商品（例：化粧品と化粧ポーチのセット）
を購入する場合、免税手続きはどのように行えばよいのでしょうか？

【回答】

消耗品と一般物品がセット販売されている場合は、消耗品の手続き方法を適用し
ます。したがって、商品は消耗品として取扱う必要があるため、免税対象金額は5
千円以上～50万円までとなります。また、免税手続きとして商品を指定された方
法で梱包しなければなりません。

【質問16】 100ml以上の液体製品を購入した場合、空港での手続きはどの
ようになるのでしょうか？

【回答】

機内持ち込みはできないものに関しては、チェックイン前手続きが必要になります。

【質問17】 梱包する資材は、有料にして旅行者負担としてもよいのでしょうか？

【回答】

規定はないので、事業者判断となります。

【質問18】 梱包を開封されたら、販売者は課税されるのでしょうか？

【回答】

注意書きの表記・説明がなされていれば課税はされません。

【質問11】 年齢制限のある商品の免税販売について
年齢制限のある商品（酒・タバコ等）を未成年者に免税販売してほしいと申請された場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

【回答】

外国人旅行者等の非居住者であっても、日本に滞在している間は、国内法に従わなければならないため、未成年に対して酒・タバコの販売はできません。

【質問12】 再入国の場合について
再入国したお客様の場合、免税販売する際は、最初に入国した日付から免税対象期間となる6ヵ月を計算するのでしょうか？
あるいは再入国した日付から計算するのでしょうか？

【回答】

免税販売する際は、最初に入国した日付から免税対象期間となる6ヵ月未満を計算します。例えば、ビザの期間が2年間あるお客様で最初に入国した日が4月1日の場合、4月1日から6ヵ月未満の期間であれば免税販売が可能です。ただし、再入国許可を受けたうえで一度海外に戻られ、同ビザで再入国した場合、最初に入国した4月1日から6ヵ月を超えていると免税販売は不可となります。

【質問13】 消耗品の対象額5千円以上とは、一回の合計金額ではなく数回に分けて購入された場合の合計金額も認められるのでしょうか？

【回答】

同日であれば複数回に分けての購入でも免税販売可能です。



【質問7】 生鮮食品でもよいのでしょうか？

【回答】

制度上は問題ない。ただし持ち帰ることを考えると免税販売できるかは事業者の判断による。

**【質問8】 当日以外の買い物の合算について
商品を購入した当日以外の買い物の合算はしてよいのでしょうか？**

【回答】

当日以外の買い物の合算はできません。同一の免税店において同一の日に同一の非居住者が再来店してお買い物された質問場合は合算が可能です。

**【質問9】 パスポート忘れ等による後日の手続き
パスポート忘れ等で当日に手続きができない場合、後日の手続きは可能でしょうか？**

【回答】

免税手続きは、商品を購入した当日に行わなければならない。購入の際に、旅券等を提示かつ手続きを行わなければなりません。そのため、「購入年月日=免税手続き日」となります。

**【質問10】 自動化ゲートで入国した場合
「自動化ゲートで入国したお客様=入国スタンプがない」お客様に対して免税販売をしてもよいのでしょうか？**

【回答】

免税手続きの際、購入記録票には「上陸年月日」の記載が必須です。そのため、自動化ゲートで入られたお客様は入国スタンプがなく、上陸年月日を確認することができないため、免税販売は不可となります。

ただし、自動化ゲート通過時に、スタンプが必要な旨を職員に申し出ればスタンプを押してもらえるため、自動化ゲートで入国してもスタンプがあるお客様に対しては免税販売が可能です。

<自動化ゲートの運用について> ※法務省ホームページ参照
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00111.html

